

神奈川県電車、路線バスの車体利用広告物自主審査実施要綱（改正見え消し修正版）

第1 目的

この要綱は、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定に基づき、下記第2に規定する屋外広告物を表示するにあたり、神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）別表第3の許可基準のほか必要な事項を定めるものとする。

第2 適用範囲

この要綱による広告物は、規則別表第3の「**電車の外面を利用するもの**」の基準の2によるもの及び「**路線バスの外面を利用するもの**」の基準の2による電車又は路線バスの外面を利用するもので、~~一の電車、自動車等についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの~~（以下「車体利用広告物」という。）とする。

第3 ガイドライン

神奈川県は、~~車体利用広告物が新しい広告媒体であることから、~~景観との調和や識別性、交通安全性、青少年保護、消費者保護等への対応の観点から、自主規制が定着するまでの間、~~別添~~神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を示すものとする。

第4 広告主等の責務

- 1 広告主は、車体利用広告物について自己責任をもって、ガイドラインに基づき広告代理店（広告制作会社）に依頼するものとする。
- 2 広告代理店（広告制作会社）は、車体利用広告物について自己責任をもって、ガイドラインに基づき節度のある広告物を作成するものとする。

第5 交通事業者の責務

交通事業者は、車体利用広告物について自己責任をもって、次の方法により表示するものとする。

- 1 交通事業者は、神奈川県が示したガイドラインにより車体利用広告物に関する自主審査基準を設ける。
- 2 交通事業者は、学識経験者等のデザインの専門家を構成員とする「自主審査委員会」を設置し、景観の実態把握を基に自主審査基準によりデザインの審査を行う。
- 3 交通事業者は、走行した場合に背景となる景観について、自然地域、商業地域、住宅地域、工業地域等の実態を把握する。

第6 自主審査結果報告

交通事業者は、車体利用広告物の許可申請時に、自主審査結果を別記様式により土

木事務所長、厚木土木事務所東部センター所長、県西土木事務所小田原土木センター所長（以下「土木事務所長等」という。）又は権限移譲市町村長に提出するものとする。

第7 自主審査基準等の提出

- 1 交通事業者は、車体利用広告物を表示しようとする場合においては、自主審査基準及び自主審査委員会名簿を土木事務所長等又は権限移譲市町村長に提出するものとする。
- 2 交通事業者は、自主審査基準及び自主審査委員会名簿を変更したときは、遅滞なく、その旨を土木事務所長等又は権限移譲市町村長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別記 様式)

電車、路線バス車体利用広告物自主審査報告書

年 月 日

殿

報告者 住所
(自主審査委員会の代表者) 職業
氏名
電話番号

車体利用広告について、自主審査を行ったので次のとおり報告します。

車 体	種 別	電車 ・ 路線バス			告 告 主	住 所 会 社 名 代 表 者 氏 名 電 話 番 号	
	車 両 番 号						
	両 数				告 告 内 容		
営業所名					自主審査日		
主な経路 (景観の実 態把握の 状況)							
表示期間		年 月 日 ~ 年 月 日					
審 査 内 容	項 目					チエッ ク(レ)	
	許 可 基 準	① 電車における一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当外面 の面積の10分の1以下であることとし、当該電車の屋根及び底面 には広告物を表示しないこと。					
		電車の面積 全 体 (広 告)	前 面 m ² (m ²)	後 面 m ² (m ²)	側 面 m ² (m ²)	側 面 m ² (m ²)	
	② 路線バスにおける表示の位置は、前面以外の外面とすることと し、当該路線バスの車体の窓の 上端 から上部は、広告物の地色1色 とすること。						
	③ 車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示できない。						
	④ 運転者を幻惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を使用し、又 は反射効果を有する広告物は、表示できない。						
⑤ 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著 しく低下させるおそれのあるものは、設置できない。							

		⑥ 電車又は路線バスは、知事が指定する区域を走行しないものであること。	
ガイドライン	景観との調和	① 路線のあらゆる景観と調和したデザインとする。 ・ まちや自然の景観を「地」と考え、拡大された車体利用広告を含む車体全体を「図」と考える。 ・ 車体の広告面の地色を「地」と考え、広告表現のモチーフ（背景、商品、人物、文字等）の色を「図」と考える。	
		② デザインはイメージを主体として伝える広告表現とし、複雑な告知内容は避ける。	
		③ 1 広告面に会社名、商品名、商品写真（イラストレーション）のうちから2つ以上を表示するときは、そのうち一つを主として表示し、他は面積比を小さくする。	
		④ 彩度10以上の高彩度色は広告面の「地」には使用しない。	
		⑤ 人間の身体の部分（顔、手、足他）を強調した広告表現には十分注意する。	
識別性		① 路線バスは、各側面には乗客が見やすい場所にバス会社名を表示すること。	
		② 法令等に基づく、行先、運行系統貸支払方法、出入口、社名、車いすのステッカー等の表示は、明確に識別できるよう配慮する。	
交通安全性		① 電車は、法令等に基づく、行先、車号、側灯等の表示は、明確に識別できるよう配慮する。	
		① 後部の色がテールランプの色と紛らわしいものに該当しない。	
		② 地色が信号機又は道路標識等の効果を妨げるものに該当しない。	
		③ 4コマ漫画に該当しない。	
		④ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるものに該当しない。	
		⑤ 車体の換気口やスピーカー口をラッピングで塞ぐデザインとなっているものに該当しない。	
	⑥ 広告面に（ヘッドコピー、ボディコピー）を入れる際、読み取り難い文字デザインによって表示することがないようにする該当しない。		
青少年保護		① 暴力、わいせつ性を連想・想起させるものに該当しない。	
		② ギャンブルを肯定等するものに該当しない。	
		③ 青少年の人体・精神・教育に有害なものに該当しない。	
		④ 性を意識させるようなデザインに該当しない。	

人差名 権別誉 侵 毀 害 損	① 人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するものに該当しない。	
	② 人の人格、身体、思想等を侵害するものに該当しない。	
	③ 人又は法人等の名誉等を毀損するものに該当しない。	
消 費 者 保 護	① 虚偽の内容を表示するものに該当しない。	
	② 法令等で認められていない業種・商法・商品を表示するもの又は肯定するものに該当しない。	
	③ 国家資格に基づかない者が行う療法等に関するものに該当しない。	
	④ 誇大・比較広告等手法上議論があるものに該当しない。	
	⑤ 責任の所在が明確でないものに該当しない。	
そ の 他	① 卑猥な内容・デザインのものに該当しない。	
	② 風俗営業に関連するものに該当しない。	
	③ 布教を目的とするものに該当しない。	
	④ 政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるものに該当しない。	
	⑤ その他社会風紀を乱す恐れのあるものに該当しない。	
デザイナーのコメント		
デザイナーの氏名		

添付書類 図案（色彩図2部、立面図）、路線図、面積表（電車のみ）

神奈川県電車、路線バスの車体利用広告物
ガイ ド ラ イ ン

令和2年4月1日

神奈川県

1 対象

電車又は路線バスの外面を利用するもので、~~一の電車、自動車等についての広告の表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの~~規則別表第3の「電車の外面を利用するもの」の2の基準によるもの及び「路線バスの外面を利用するもの」の2の基準によるもの（以下、「車体利用広告物」という。）を対象とします。

ただし、路線バスは、使用の本拠地が神奈川県屋外広告物条例の適用地域内にあるものに限りま

2 趣旨

電車及び路線バスは公共交通機関であることから、広告主や広告制作会社（広告代理店）、交通事業者は、それぞれの立場で周囲の景観との調和や利用者に与える影響を考慮する必要があります。

そのため、交通事業者に対しまして、~~自主規制が定着するまでの間、~~許可基準を補完するためガイドラインを次のように示します。

3 概要

~~拡大された~~車体利用広告物のガイドラインの概要は次のとおりです。

(1) 景観との調和

~~拡大された~~車体利用広告物は、路線のあらゆる背景となる景観を考慮したデザインが求められます。

景観と調和したデザインの考え方

～背景となる景観を考慮したデザイン～

- まちや自然の景観を「地」と考え、~~拡大された~~車体利用広告物の車体を「図」と考える。
- 広告面の地色を「地」と考え、モチーフ（商品、人物、文字等）の色を「図」と考える。

(2) 公共交通機関としての識別性の確保

路線バスは、利用者がバス会社名や行先等を容易に判別できることが必要です。

また、電車、路線バスは、法令等に基づいた行先、運賃支払方法、車いすのマーク等の表示についても、明確に識別できるよう配慮する必要があります。

(3) 交通安全性の確保

~~拡大された~~車体利用広告物による交通事故発生の可能性が考えられることから、一瞬の不注意で大惨事を招かないよう、交通安全性を確保する必要があります。

(4) 青少年の保護、人権の尊重、消費者保護等の確保

公共交通機関である電車・路線バス・電車は、青少年も利用し、見る機会が多い広告媒体ですから、青少年保護上有害と思われるもの、人権を侵害し、差別し、名誉を毀損するもの、消費者保護の観点からふさわしくないもの、その他社会風紀を乱すおそれがあるものは、~~拡大された~~車体利用広告物として望ましくありません。

(5) 県民の車体利用広告物に対する意見の反映

各電鉄会社は電車について、(一社)神奈川県バス協会は路線バスについて、各電鉄会社は電車について、~~県民の車体利用広告物に対する意見を集約し、その意見を広告物の取扱いに反映することが求められます。~~

神奈川県電車・路線バスの車体利用広告物ガイドライン

項目	ガイドライン	
	電車	路線バス
景観との調和	<p>① 路線のあらゆる景観と調和したデザインとする。 (背景となる景観と調和したデザインの考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちや自然の景観を「地」と考え、拡大された車体利用広告物を含む車体全体を「図」と考える。 ・ 車体の広告物面の地色を「地」と考え、広告表現のモチーフ(背景、商品、人物、文字等)の色を「図」と考える。 <p>② デザインはイメージを主体として伝える広告表現とし、複雑な告知内容は避ける。</p> <p>③ 1 広告面に会社名、商品名、商品写真(イラストレーション)等のうちから2つ以上を表示するときは、そのうち一つを主として表示し、他は面積比を小さくする。</p> <p>④ 彩度10以上の高彩度色は広告面の「地」には使用しない。</p> <p>⑤ 人間の身体の部分(顔、手、足等)を強調した広告表現には十分注意する。</p>	
識別性	<p>① 法令等に基づく、行先、車号、側灯等の表示は、明確に識別できるよう配慮する。</p>	<p>① 各側面には乗客が見やすい場所にバス会社名を表示すること。</p> <p>② 法令等に基づく、行先、運行系統、賃支払方法、出入り口、社名、車いすのステッカー等の表示は、明確に識別できるよう配慮する。</p>
交通安全性	<p>以下の広告物に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 後部の色がテールランプの色と紛らわしいもの ② 地色が信号機又は道路標識等の効果を妨げるもの ③ ストーリー性のある漫画 ④ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの ⑤ 車体の換気口やスピーカー口をラッピングでふさぐデザインとなっているもの ⑥ 広告面にヘッドコピー、ボディコピー等を入れる際、読み取り難い文字、デザインによって表示すること 	
青少年保護	<p>以下の広告物に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの ② ギャンブルを肯定等するもの ③ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの ④ 性を意識させるようなデザイン 	

人権の尊重	<p>以下の広告物に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人権侵害、差別、名誉毀損に当たるもの ② 人の人格、身体、思想等を侵害するもの ③ 人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの ④ 人、法人等の名誉等を毀損するもの
消費者保護	<p>以下の広告物に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 虚偽の内容を表示するもの ② 法令等で認められていない業種・商法・商品を表示するもの又は肯定するもの ③ 資格に基づかない者が行う療法等に関するもの ④ 誇大・比較広告等手法上議論があるもの ⑤ 責任の所在が明確でないもの
その他	<p>以下の広告物に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 卑猥な内容・デザインのもの ② 風俗営業に関連するもの ③ 布教を目的とするもの ④ 政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの ⑤ その他社会風紀を乱す恐れのあるもの